

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成17年10月における市町村合併により東北地方で最大の面積を誇ることとなった鶴岡市は、荘内藩の城下町として繁栄してきた歴史を有し、学問や礼節を重んじる気風が脈々と受け継がれるとともに、農山漁村集落で育まれてきた伝統文化や産物、広大な森林や多種多様な自然環境など、価値溢れる様々な資源や特性に恵まれ、庄内地域の中核的な都市として発展を続けてきた。

現在は、県内第1位の農業産出額を誇る一方、高度経済成長期に交通インフラが整備されたことを背景に製造業を中心とした企業の進出が相次ぎ、県内第1位の工業製品等出荷額となっている。また、産業別人口では、サービス産業等の第三次産業が約6割を占め、雇用の確保に寄与している。

一方で、少子高齢化に伴う人口減少が急速に進展しており、特に平成14年度以降は毎年1,000人を超える人口減が続く等、極めて深刻な状況にある。

鶴岡市経営課題調査によると、現在、市内の中小企業は、人手不足や後継者不足、生産コストの増加、設備の老朽化等の課題に直面している。現状を放置すると、これまで形成されてきた市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、本市では独自の取組として、市内事業者の設備投資等に対する助成制度対策を講じてきた。引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤の構築が求められている。さらに、現在令和9年度分譲開始を目標とした新たな産業団地の造成や、それに伴う新たな助成制度の制定に取り組んでいる。市内立地企業やベンチャー企業等の新規立地や事業拡大を支援し、付加価値の高い地域産業や魅力あるしごとづくりを促進することが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、庄内地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

鶴岡市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

鶴岡市は東北地方で最大の面積を誇り、産業は、都市部、農村部、山間部、臨海部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、鶴岡市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

鶴岡市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多岐にわたることが想定される。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上の向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月19日～令和9年6月18日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 安易な人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。